2　前条第２項第２文、第３項第２文、第５項及び第６項の規定は、契約者等である当事者につき準用する。

（和解案の作成及び受諾の勧告）

第89条　紛争解決委員は、申立てに係る紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し提示して、その受諾を勧告することができる。

2　当事者双方が紛争解決委員の和解案を受諾したときには、その時点で当該和解案の内容で和解が成立したものとする。この場合、紛争解決委員は、細則に定めるところに従い和解書を作成し、当事者に交付し又は送達する。

（特別調停案）

第90条　紛争解決委員は、前条の和解案の受諾の勧告によっては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、貸金業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。この場合において、紛争解決委員は、相当の期間を定めて当事者に諾否の回答を求めなければならない。

2　当事者である協会員等は、特別調停案の提示を受けたときには、これを受諾しなければならない。但し、以下の各号のいずれかに掲げる事由がある場合にはこの限りでない。

⑴　当事者である契約者等が当該和解案を受諾しないとき。

⑵　当該特別調停案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となった請求に係る訴訟が提起されておらず、当事者である契約者等が当該特別調停案を受諾したことを当事者である協会員等が知った日から１月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

⑶　当該特別調停案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となった請求に係る訴訟が提起されている場合において、当事者である契約者等が当該特別調停案を受諾したことを当事者である協会員等が知った日から１月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

⑷　当事者である契約者等が当該特別調停案を受諾したことを当事者である協会員等が知った日から１月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている貸金業務関連紛争について、当事者間において仲裁法第２条第１項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

3　当事者である協会員等が特別調停案の受諾を拒む場合には、拒否の事由を明らかにして書面により行わなければならない。

4　当事者の双方が特別調停案を受諾するときには、その時点で、提示された特別調停案の内容で和解が成立したものとする。この場合、紛争解決委員は、細則に定めるところに従い和解書を作成し、当事者に交付し又は送達する。

（紛争解決手続の終了）

第91条　紛争解決委員は、次の各号のいずれかの事由があるときには、紛争解決手続を終了するものとする。

⑴　紛争解決手続につき前二条の規定により和解が成立したとき。

⑵　紛争解決手続の目的である請求と同一の請求につき、判決が確定し、調停が成立し、又は裁判上若しくは裁判外の和解（民事調停法第18条第３項に基づき和解と同一の効力を有することとされる同法第17条第１項の決定を含む。）が成立したとき。

⑶　第62条第３項の照会から30日が経過しても契約者等から紛争解決手続実施同意が得られないとき又は協会員等が正当な理由に基づき紛争解決手続に応ずることを拒んだとき。

⑷　申立てが受理されてから180日が経過しても当事者間に和解（前条第４項の場合を含む。）が成立する見込みがないと認められるとき。

⑸　その他紛争解決手続を継続しがたい事由があるとき。

2　紛争解決委員は、前項第２号から第５号の規定により紛争解決手続を終了した場合には、その旨及びその理由その他細則で定める事項を当事者に通知しなければならない。

（申立ての取下げによる終了）

第92条　申立人は、紛争解決委員が選任される前であるときには紛争受付課に対し、紛争解決委員が選任されたのちは当該紛争解決委員に対し、細則で定めるところに従い、細則で定める事項を記載した書面を提出することにより、申立てを取り下げることができる。

2　申立人が申立てを取り下げたときには、紛争解決手続開始前である場合には開始せず、開始後である場合には終了する。但し、申立人が加入貸金業者である場合であって、相手方が紛争解決手続実施同意の回答をしている場合には、当該取下げにつき相手方の同意を得た場合に限る。

3　申立人が申立てを取り下げた場合において、相手方に対し第79条により通知が発せられている場合には、前項但書の場合を除き、紛争解決委員は、細則で定めるところに従い、相手方に対し、紛争解決手続が申立ての取下げにより終了した旨を通知しなければならない。

4　第２項但書の場合、紛争解決委員は、相手方に対し、申立ての取下げがあった旨及びこれに同意するか否かについて、相当な期間を定めて書面による回答を求めなければならない。相手方が当該取下げに同意した場合には、紛争解決委員は、当事者双方に対し、紛争解決手続が申立ての取り下げにより終了した旨を通知しなければならない。

第６節　雑則

（標準処理期間）

第93条　貸金業相談・紛争解決センターは、申立てが受理されてから６か月以内に紛争解決手続を完了するよう努めなければならない。

2　前項の期間内に紛争解決手続が完了しなかった場合には、紛争受付課は、紛争解決委員の指示に基づき、当事者に対し、紛争解決手続の進行の状況について報告しなければならない。この場合において、紛争解決委員が相当と認めるときは、契約者等である当事者に対し、当該紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体又は指定紛争解決機関等その他の民間事業者を案内するものとする。

（手続の非公開）

第94条　紛争解決手続は公開しない。但し、紛争解決委員は、当事者双方の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

2　申立人又は相手方は、いつでも前項の同意を撤回することができる。この場合、紛争解決委員は直ちに前項の許可を取消し、傍聴人の傍聴を禁止しなければならない。

3　紛争解決委員は、いつでも第１項の許可を取り消すことができる。

（資料の取扱）

第95条　貸金業相談・紛争解決センターは、紛争解決手続においてなされた文書による報告及び同手続において提出され若しくは提示された資料又は帳簿その他の物件（第61条第５項の規定に基づき紛争解決手続において提出されたものとみなされるもの及び第77条の規定により提出されたものを含む。本条において「資料等」という。）につき、当該資料等を提出し又は提示した者（資料等の提出等が当事者の一方のために参考人によってなされた場合には当該当事者及び参考人）の事前の同意がある場合に限り、当事者に対して閲覧又は謄写をさせることができる。

2　契約者等である当事者が、紛争解決手続が係属中に資料等の閲覧又は謄写を請求した場合であって、当該資料等が、貸金業法第19条の２の規定に基づき当該当事者が当事者である協会員等に対して閲覧又は謄写の請求をできるものである場合には、同条により閲覧又は謄写の請求を拒むことができる場合を除き、協会員等である当事者は前項の同意を拒むことができない。

3　貸金業相談・紛争解決センターは、紛争解決手続において提出された資料等につき、紛争解決手続終了のときから１か月以内に提出した当事者に返還する。但し、資料等を提出した当事者が返還を求めない意思を表示したときには、紛争解決手続終了のときから６か月以内に廃棄するものとする。

4　第54条第２項及び第３項の規定は、資料等につき準用する。この場合において、第54条第２項に「前項」とあるのは、「第１項」と、同条第３項に「苦情処理手続」とあるのは「紛争解決手続」と、「苦情受付課」とあるのは「紛争受付課」と読み替える。

（手続実施記録）

第96条　貸金業相談・紛争解決センターは、紛争解決手続につき、細則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した記録を作成し紛争解決手続の終了の日から10年間、漏えい、滅失又は改ざんがなされないよう必要かつ相当な安全管理措置を講じて保存しなければならない。

⑴　当該紛争解決手続の表示

⑵　申立ての年月日

⑶　第60条第１項第１号から第３号に掲げる事項